

第 266 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1 かすみがうら市農業委員会告示第 7 号

令和 8 年 7 月 6 日かすみがうら市農業委員会告示第 7 号をもって、令和 8 年 7 月 10 日(金)かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 266 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2 総会の日時および場所

令和 8 年 7 月 10 日(金) 午後 2 時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3 出席委員

1 番 石塚 洋二	2 番 麻生 登美子	3 番 豊崎 静代	4 番 中山 峰雄
5 番 佐賀 正治	6 番 井坂 孝雄	7 番 齋藤 務	8 番 廣瀬 栄二
9 番 小倉 達也	10 番 宮本 康子	11 番 岡部 正仁	12 番 矢口 明之
14 番 関 宏幸	15 番 飯田 敬市		

4 欠席委員

13 番 福田 美保

5 説明のため出席した者

事務局長 齋藤 英憲 係長 松澤 智之 主任 齋藤 秀樹

6 議事録署名委員

3 番 豊崎 静代 4 番 中山 峰雄

7 議事日程

① 諸般の報告について

② 議事録署名委員について

③ 日程の決定について

④ 報告案件について

報告第21号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第22号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

⑤ 議案審議について

議案第29号 農地法第3条の規定による権利の設定・移動の許可について

議案第30号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第32号 現況証明願の交付決定について

議案第33号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見の決定について

午後 3 時 08 分閉会

事務局長	ただ今の出席委員は 14 名で、会議規則第 7 条の定足数に達しており、総会は成立いたしました。 ただ今から、令和 8 年第 266 回農業委員会総会を開会いたします。 なお、委員会会議規則第 4 条により、13 番 福田美保委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第 5 条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、飯田会長にお願いいたします。
議長	(会長あいさつ) (諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、3 番豊崎静代委員、4 番中山峰雄委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局の齋藤主任を指名いたします。
議長	次に、日程の決定について、お諮りいたします。 ただ今から午後 5 時までとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご異議なしと認め、さよう決しました。
議長	次に、報告 21 号ないし第 23 号の報告案件ですが、委員の皆様には、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略しまして、質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いいたします。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	ご意見等ございませんので、報告第 21 号ないし第 23 号案件は、これで終わります。

議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに、報告第 29 号「農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	(事務局朗読)
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
14 番 関 宏幸	6 月 3 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、矢口委員と福田委員と私 関の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●の●●●●●●●●から約 500m 北西に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。じゃがいもを作付けする計画です。 続きまして、番号 2 番の農地は、●●●●●●●●から約 800m 東に位置する畑 13 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。梨を作付けする計画です。 続きまして、番号 3 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 200m 南に位置する田 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 続きまして、番号 4 番の農地は、●●●●●●●●●●から約 700m 北東に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。 続きまして、番号 5 番の農地は、●●●●●の●●●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する畑 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。 以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

	委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 議案審議は、一括にて行います。 番号 1 番ないし番号 5 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	番号 1 番の案件については、資格要件を満たしていますか。
議長	要件を満たしている認識ですので、議案として上程をさせていただいております。
委員	具体的な要件内容の説明をお願いします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	当該内容で許可して問題ないものと認識しております。
委員	明確に資料等の確認をしていただけますか。
議長	暫時休憩いたします。
議長	会議を再開いたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	再度要件等を確認させていただき、問題のないものと認識はさせていただきましたが、本日は資料等の提示には至りませんので、この案件については審議保留とさせていただき、次回、資料を提示のうえ、説明させたいと思います。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたとおり、番号 1 番については、今回は審議保留、要件内容を説明のうえ次回の審議案件とし、それ以外の番号 2 番ないし番号 5 番について、本日採決したいと思いますが、いかがですか。

	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番ないし番号 5 番について、原案のとおり 許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 2 番ないし番号 5 番は原案のとおり許可することに決定いたします。 以上、議案第 29 号 4 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による買受適格証明願の交付決定について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いいたします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
14 番 関 宏幸	それでは説明いたします。 番号 1 番の農地は、●●●●●●から約 500m 西に位置する田および畑各 1 筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、関東甲信越国税局で行う購買に参加し、経営規模を拡大するため今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。 以上、証明にあたり要件は満たしているものと考えます。委員の皆様のご更なる審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 議案第 30 号について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。

議長	考えます。 続きまして、番号4番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約400m南東に位置する畑1筆の一部になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、既に許可済の太陽光発電施設の施工に伴い、工事期間中の資材置場として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号5番になります。図面番号5番も併せてご覧ください。申請地は、●●●から約800m東に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設用地として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号6番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●の●●●●●●●●●●から約130m東に位置する畑1筆になります。申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。また、申請地は第1種農地ですが、集落に接続していることから不許可の例外に該当し、転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 続きまして、番号7番になります。図面番号7番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約200m北西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設用地として使用するため、今回の申請に至りました。申請地は、地域計画の区域外となります。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件を満たしていると考えます。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いいたします。 ただ今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 はじめに、番号4番について審議いたします。 8番 廣瀬栄二委員が議事参与の制限となりますので、会議規則第13条の規定により退席をお願いいたします。 ここで、暫時休憩いたします。
----	--

	(8 番 廣瀬栄二委員 退席)
議長	会議を再開いたします。 番号 4 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	事務局の説明の中で、一時転用期間が工事期間中とありましたが、いつまでになりますか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	令和 8 年 9 月 30 日までとなります。
議長	そのほか、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号 4 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。 8 番 廣瀬栄二委員の入室を認めます。 暫時休憩いたします。 (8 番 廣瀬栄二委員 入室)
議長	会議を再開いたします。 次に、番号 4 番を除く案件について審議いたします。 番号 1 番ないし番号 3 番、番号 5 番ないし番号 7 番について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	番号 7 番、太陽光発電施設の案件ですが、この面積にこのパネルの数は設置不可能ではないでしょうか。

議長	事務局の説明を求めます。
事務局	当該農地だけでなく、周辺地も含めましてのパネルの設置数となっております。当該地のみですと、パネルの数は24枚です。
委員	次回より、わかりやすい図面の作成に努めていただきたい。
事務局	以後、気を付けたいと思います。
議長	そのほか、ご意見、ご質問等ございますか。
	・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。 それでは、採決いたします。 番号1番ないし番号3番、番号5番ないし番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号1番ないし番号3番、番号5番ないし番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。 以上、議案第31号7件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第32号「現況証明願の交付決定について」を上程いたします。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の朗読が終わりました。 続きまして、事前調査員の説明をお願いいたします。
12番 矢口 明之	それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号8番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約500m北東に位置する畑1筆にな

	ります。こちらは、20 年以上前から住宅用地として利用されており、現在に至っていることから証明しても問題ないと判断しました。 続きまして、番号 2 番になります。図面番号 9 番も併せてご覧ください。申請地は、●●●●●から約 900m 北西に位置する畑 1 筆になります。こちらは、20 年以上前から山林となっており、現在に至っていることから証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、事前調査員の説明が終わりました。 これより議案審議に入ります。議案審議は一括にて行います。 番号 1 番および番号 2 番について、ご意見、ご質問等ございますか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番および番号 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手）
議長	全員賛成ですので、番号 1 番および番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。 以上、議案第 32 号 2 件の申請については、許可することに決定いたしました。
議長	次に、議案第 33 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地利用集積等促進計画案の意見の決定について」を上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いいたします。
事務局	（事務局朗読）
議長	ただ今、議案の説明が終わりました。 議案審議は一括にて行います。番号 1-1 番ないし番号 23-26 番につ

	いて、ご意見、ご質問等ございませんか。 ・・・異議なしの声（質問、意見なし）・・・ 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1-1 番ないし番号 23-26 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 （賛成者挙手） 議長 全員賛成ですので、番号 1-1 番ないし番号 23-26 番は原案のとおり許可することに決定いたします。 以上、議案第 33 号 48 件の申請については、許可することに決定いたしました。 議長 以上で、本日の議案審議は終了いたしました。 来月の総会は、8 月 10 日（月）午後 2 時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、1 番石塚洋二委員、2 番麻生登美子委員、3 番豊崎静代委員です。日時は、8 月 3 日（月）午前 9 時から、霞ヶ浦庁舎小会議室 2 とします。よろしくお願いいたします。 以上を持ちまして、第 266 回農業委員会総会を閉会いたします。 慎重審議、大変ご苦労様でした。 かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。 かすみがうら市農業委員会会長 <u>飯 田 敬 市</u> 署 名 委 員 <u>豊 崎 静 代</u> 署 名 委 員 <u>中 山 峰 雄</u>
--	---